

令和3年度奈良県みんなでのしむ大芸術祭
オープニングイベント及びクロージングイベント
開催業務に係る質問と回答

■令和3年3月9日時点における質問と回答

【質問1】 配信アカウントのプラットフォームは具体的に決まっていますか。

【回答1】 奈良県大芸術祭奈良県障害者大芸術祭のYouTubeチャンネルでの配信を予定しております。チャンネルのアドレスは以下のとおりです。

https://www.youtube.com/channel/UCoq_MAr3bjKeLaAtgHmVNIA

【質問2】 生配信以外にアーカイブなど後で観られるようにしますか。アーカイブ配信する場合、画像の修正を入れたい場合の費用は当初の予算の中でまかなう必要がありますか。

【回答2】 アーカイブ配信については必須ではありませんが、より多くの方に楽しんでいただくためのアーカイブ配信の実施を否定するものではありません。なお、アーカイブ配信を行うことに伴い発生する費用（画像の修正費用含む）については、当該費用を含めて、「募集要項2（5）」記載の予算額の範囲内で実施してください。

【質問3】 著作権の期間は令和3年12月28日までですか。

【回答3】 「仕様書3及び7（2）」に記載している「令和3年12月28日」は履行期限や成果品の納品期限を定めたものであり、著作権の期間を定めたものではありません。

「仕様書8（1）」に記載のとおり、成果品の著作権は奈良県大芸術祭実行委員会に無償で譲渡するものとします。

【質問4】 変形、脚色など期間内であれば、実行委員会で自由に実行できるという認識でよいですか。著作権の適用は配信にまつわるものだけでしょうか。それ以外にございましたらお教えください。

【回答4】 「仕様書8（1）」に記載のとおり、成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は奈良県大芸術祭実行委員会に無償で譲渡するものとします。記録動画や記録写真等の成果品は、今後、奈良県みんなでのしむ大芸術祭の広報のために利用することを予定しています。